

令和4年10月からの短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用の拡大

従業員数100人超（101人以上）規模

従業員の要件によって、適用に該当するか判断される

従業員の要件によって、社会保険の被保険者に該当するか判断されます。従来の従業員要件に加え、**以下の4つの要件をすべて満たす従業員（短時間労働者）は、被保険者になります。**

【従来の従業員要件】

- ・ 正規従業員／フルタイム従業員
- ・ 週の所定労働時間数および月の所定労働日数が、正規従業員の4分の3以上であるパート・アルバイト等

【新たに広がった従業員要件】

正規従業員の所定労働時間および所定労働日数が4分の3未満であっても、以下の4つの要件をすべて満たす従業員（短時間労働者）は、被保険者になります。

- ・ 週の所定労働時間が20時間以上あること
- ・ 雇用期間が2か月超見込まれること
- ・ 賃金月額が8.8万円以上（年収106万円以上）であること
- ・ 学生でないこと

今回の改正では、この短時間労働者への社会保険の適用拡大が行われることになり、すべての要件を満たした人が短時間労働者も被保険者となります。